

令和8年度 丸森町農業労働賃金の標準額表

作業名		単位	標準額(円)		備考
				内消費税額 円	
育苗		1箱当り	970	88	稚苗・ハウス渡しとする
耕起	機械使用	10アール当り	6,700	609	耕深は概ね15cm目標
堆肥散布	機械使用	10アール当り	3,900	355	
砕土	機械使用	10アール当り	4,500	409	
くろぬり	機械使用	10m当り	600	55	
代かき	機械使用	10アール当り	6,900	627	
田植え	機械使用	10アール当り	8,800	800	苗運搬・隅植え含む
肥料散布	機械持込み	10アール当り	1,100	100	肥料代は除く 側条施肥の肥料散布含む
薬剤散布 (防除作業)	機械持込み (主な使用機械：動噴・ ブームスプレーヤ・ 農業用ドローン)	10アール当り	1,110	101	薬品代は除く
稲刈り	バインダー	10アール当り	9,350	850	縄持ち・刈取のみ
	コンバイン		22,500	2,045	籾運搬を含む
収穫一貫作業	コンバイン 乾燥・調整	10アール当り	37,500	3,409	紙袋(30kg)の場合
収穫一貫作業 (色選含む)	コンバイン 乾燥・調整	10アール当り	39,600	3,600	紙袋(30kg)の場合 色選(3,740円/10a)含む
色選		30kg/1袋	510	46	持ち込み
脱穀	ハーベスタ	10アール当り	8,820	802	籾運搬を含む
乾燥・調整	機械使用	1俵当り	2,200	200	籾摺りを含む 水分23%以下の籾
籾摺り	機械使用	1俵当り	1,100	100	
畑耕起	機械使用	10アール当り	6,930	630	平坦部を基準とし、作付 可能状態とする
農事一般作業		1日	8,800	—	食事なし

(注)

1. 上記標準額は、作業条件が良好な圃場を前提としております。未整理地・飛び田・土質等作業条件が異なる場合は、話し合いにより決めてください。
2. 上記標準額は、令和7年度時点での農業資材費・燃油代・電気料金等を参考に設定しております。これ以上の価格の高騰があった場合は、話し合いにより決めてください。
3. 1日の労働時間は8時間を前提としております。超過作業については、話し合いにより決めてください。
4. 10アールは、実測面積です。

丸森町農業委員会

電話 72-3029